北海道根室振興局告示第 １３１６ 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年（2026 年）３月 18 日

北海道根室振興局長　所　健一郎

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

根室市常盤町２丁目 27 番地（第２－２工区）

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

根室市常盤町２丁目 27 番地
根室市長　石垣　雅敏

３　開発許可年月日及び番号

令和７年(2025 年)12 月 11 日付け根建指第 939 号指令
（当初許可：R4 年３月 31 日付け根建指第 2972 号指令）